

保管のみを行う製造業(*1)の登録申請

申請区分		手数料(*2)
医薬品	新規	38,300円
	更新	28,100円
医薬部外品	新規	38,300円
	更新	28,100円
化粧品	新規	38,300円
	更新	28,100円
登録証書換え交付(現金)		2,600円
登録証再交付 (現金)		3,700円

(*1) 保管のみを行う製造業については、令和3年4月28日付け薬生薬審発0428第2号
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知を確認して下さい。

(*2) 手数料は、現金と記載があるものを除き、埼玉県証紙での納付となります。